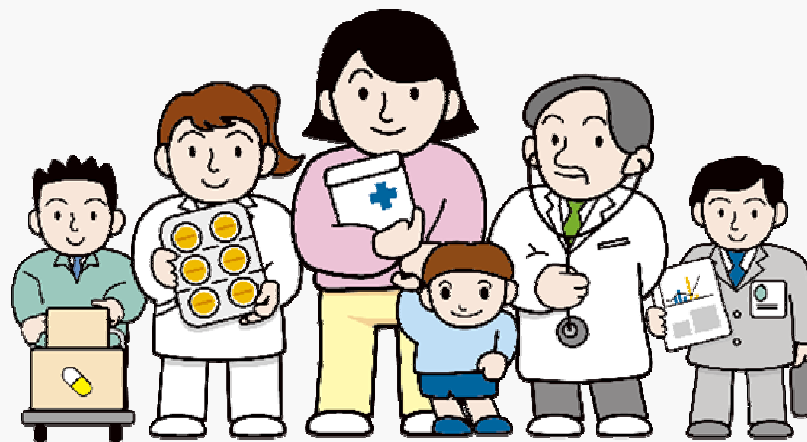


# 日医工MPS行政情報シリーズ

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/index.php>

## 社会医療法人 - 58病院(2009年7月) -

資料作成: 日医工株式会社 MPSチーム  
(認定登録 医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男)



資料No.210831-141-2



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

社会医療法人は、第5次医療法改正で制度化された新しい“医療法人”で、高い「公益性」と「非営利性」が求められており、今後の病院再編の核として、公的病院改革の受け皿としても期待されている。

公益性の高い医療（5事業＝救急やへき地医療など）に取り組むことなどが認定要件となっている一方、法人税の優遇措置や、公募債の発行、医療に付随する収益事業が可能となるなどのメリットも受けられる。

各都道府県にある医療審議会で審議され、各都道府県知事により認可される。実質2008年4月からスタートし、2008年7月に北海道で認可された法人が第一号となった。

2009年7月末時点での社会医療法人の認可数は、30都道府県で、58法人（61病院・1診療所）となっている。（厚生労働省医政局指導課）うち、都道府県をまたがる“大臣所管”の法人が1法人ある。

最終的に300法人程度が認可されると予測する（日医工MPS）

# 社会医療法人の認可状況(2009年7月末) 1/3

No.	都道府県	法人名	地域	認可年月	主な施設	業務の区分						DPC
						救急	精神救急	災害	へき地	周産期	小児救急	
1	北海道	カレスサッポロ	札幌市	2008年7月	北光記念病院							2009年対象
2	北海道	函館渡辺病院	函館市	2008年11月	函館渡辺病院							
3	北海道	北斗	帯広市	2009年3月	北斗病院							2008年対象
4	北海道	孝仁会	釧路市	2009年3月	孝仁会記念病院							2006年対象
5	青森	博進会	三戸郡	2008年12月	南部病院							
6	秋田	明和会	秋田市	2009年2月	中通総合病院							2009年対象
7	秋田	興生会	横手市	2009年4月	横手興生病院							
8	福島	福島厚生会	福島市	2008年11月	福島第一病院							
9	栃木	博愛会	那須塩原市	2009年1月	菅間記念病院							
10	栃木	恵生会	さくら市	2009年4月	黒須病院							2009年対象
11	群馬	輝城会	沼田市	2009年7月	沼田脳神経外科循環器科病院							2004年対象
12	東京	大和会	東大和市	2009年4月	東大和病院							2006年対象
13	神奈川	三思会	厚木市	2009年4月	東名厚木病院							2008年対象
14	新潟	嵐陽会	三条市	2009年4月	三之町病院							
15	新潟	桑名恵風会	新潟市	2009年4月	桑名病院							2009年準備
16	石川	董仙会	七尾市	2008年11月	恵寿総合病院							2006年対象
17	長野	慈泉会	松本市	2008年12月	相澤病院							2006年対象
18	岐阜	厚生会	美濃加茂市	2008年10月	木沢記念病院							2008年対象
19	岐阜	蘇西厚生会	羽島郡	2008年10月	松波総合病院							2006年対象





# 社会医療法人制度

特定医療法人・特別医療法人に代わる、公益性の高い、非営利の医療法人制度

高い公益性

非営利性

**5事業(救急、災害、へき地、周産期、小児)を担う主体となる**

(公的病院とともに…、公的病院に代わって…)

**公的医療機関経営への参画(指定管理者)**

公設民営化、自治体病院の受け皿…

**社会医療法人債(公募債)の発行が可能**

会社法の募集社債の規定に準拠

担保付社債信託法で定める社債とみなす

**多様な事業展開、経営多角化**

社会福祉事業(特養を除く)、収益事業

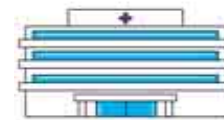
**税制上の優遇措置**

医療業務法人税非課税、収益業務法人税(22%)、固定資産税など

**幅広い医療連携の推進**

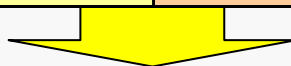
地域の中核病院として位置付け

- ・不採算事業を担う医療法人の経営安定化
- ・公募債発行の環境整備による透明化・近代化
- ・資金調達が多様化・円滑化による十分な設備投資と経営の効率化



# 旧の医療法人の形態（第5次医療法改正前）

	医療法人(社団・財団)		特定医療法人	特別医療法人
		出資額限度法人		
根拠法	医療法(昭和25年)	厚生労働省 医政局長通知(平成16年)	租税特別措置法(昭和39年)	医療法(平成9年)
認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事による 定款変更の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による 定款変更の許可
要件	資産要件 ・病院等を開設する場合は 自己資本比率を20%以上 役員数 ・理事3人、監事1人以上	・退社時の払い戻しは出資額を限度とする ・解散時の財産帰属は、払込出資額のみ分配 ・残余財産は国・自治体等に帰属	・自由診療の制限 ・同族役員の制限(1/3以下) ・差額ベッドの制限(30%以下)	・自由診療の制限 ・同族役員の制限(1/3以下) <b>2012年3月31日で 廃止</b>
法人形態	財団又は社団(持分あり又は持分なし)		財団又は社団(持分なし)	財団又は社団(持分なし)
法人税率	30%		22%	30%
収益事業	不可		不可	可(所定の収益事業のみ)
収入要件	社会保険診療収入の定めなし		社会保険診療収入が80%以上	社会保険診療収入が80%以上
給与制限	制限なし		特別利益の付与禁止 役職員年間3600万円以下	特別利益の付与禁止 役職員年間3600万円以下



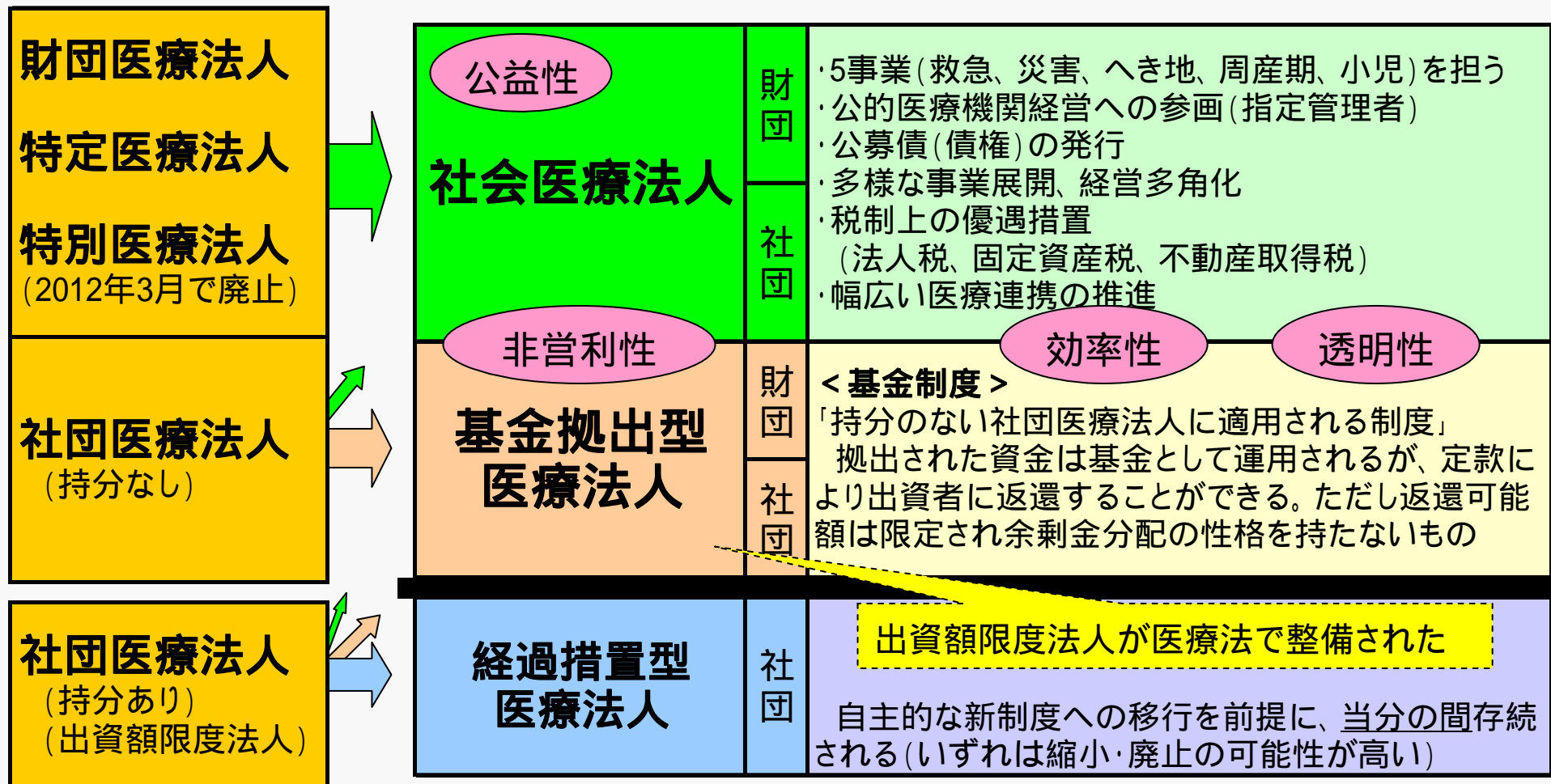
## 新しい医療法人

経過措置型  
医療法人

基金拠出型  
医療法人

社会  
医療法人

# 新医療法人制度



2007年4月以降の医療法人は上段の2形態へ再編された。持分ありの医療法人の新規申請は認められなくなったが、既存のものは継続されるため、医療法人制度は変則3階構造となる。



# 社会医療法人の要件

## 役員要件

同族関係者は役員総数の1/3を超えてはならない

## 社員（評議員）要件

同族関係者は総社員（総評議員）の1/3を超えてはならない

## 緊急医療等確保事業に係る業務の実施

5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）、その他都道府県知事が必要とする医療の実施

## 緊急医療等確保事業に係る業務に関する設備・体制・実績

病院等の構造設備（物的要件）、体制（人的要件）、業務の実績が厚生労働大臣が定める基準に適合している

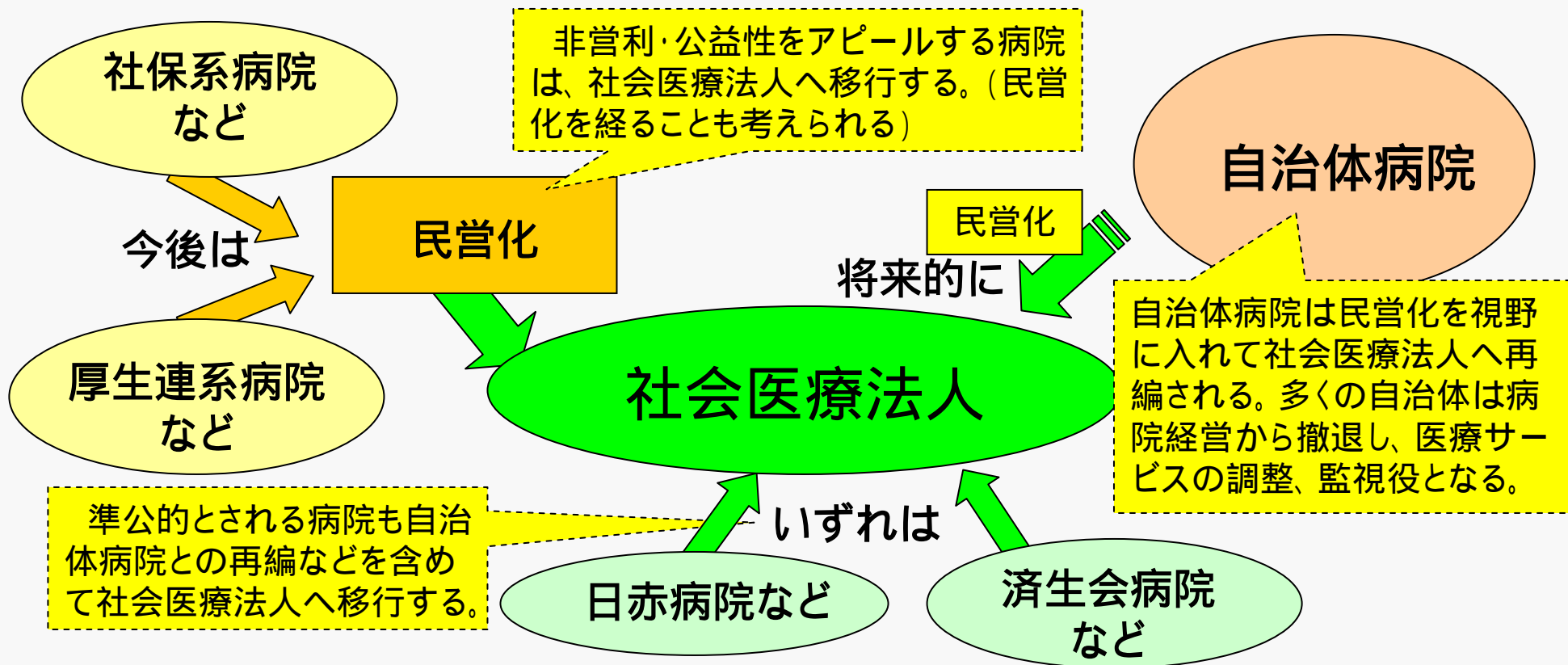
## 公的な運営に関する要件

公認会計士・監査法人による監査（社会医療法人債を発行した法人）

解散時の残余財産は、国・地方公共団体・他の社会医療法人等に帰属することを定めた定款

財産権は、  
一切認められない

# 社会医療法人の方向性・概念（日医工MPS予想）



医療法人は「非営利・公益性」の観点から整理再編される。  
 社会医療法人は、公立・公的病院に代わって補助金支給の対象となり、公益性の高い医療提供機関として、公立・公的病院再編の受け皿となり、地域医療の中核施設として位置付けられる。